三菱重工を分析する⑭

三 菱 重 工 の コンプライアンスとCSR

目 次

| 1 | 三菱重工の談合事件を振り返る | 1 |
|---|--------------------|----|
| 2 | 三菱重工のコンプライアンス | 7 |
| 3 | 三菱重工のCSR(企業の社会的責任) | 10 |

2014年6月

この冊子は、「三菱重工を分析する」のブログから関係する部分を 取り出し、再編集して作成しました。日本共産党三菱重工広製支部の ホームページからダウンロードできますので、ご自由にプリントしてご 活用ください。

皆さんからのご意見・ご感想をお待ちしています。

広島市中区八丁堀 8-11 日本共産党広島県委員会気付け 日本共産党三菱重工広製支部 Eメール zan67316@nifty.com

1 三菱重工の談合事件を振り返る

談合(入札談合)とは、「国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する企業同士が事前に相談して、受注する企業や金額などを決めて、競争をやめてしまうことを「入札談合」といいます」(公正取引委員会のホームページより)。しかし、談合は入札に参加する企業側だけの問題ではない。発注者側が積極的にかかわった官製談合の事例も多い。

今なお談合は絶えないが、その状況は2000年前後から大きく変わってきている。2003年に官製談合を防止するための法律(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律)が施行され、2006年には談合に関与した公務員への罰則などを新たに設けた改正がおこなわれた。課徴金減免制度も2006年の改正独占禁止法に導入された。

(注) 課徴金減免制度とは、入札談合やカルテル(不当な取引制限)により独占禁止法に違反した事業者が、自らその違反事実を公正取引委員会に申し出、調査に協力した場合、その企業の課徴金を減免する制度。

2005 年に三菱重工が起訴された橋梁談合事件も、1992 年度頃までは発注者側が受注予定会社を決定していた官製談合であった。その官製談合から官がはずれたあとも企業間で自主的に(?)談合を続けたために起訴されることになった。そのころは全国的にコンプライアンス(法令順守)が厳しく言われるようになっており、食品偽装や耐震偽装なども大きな問題になった。三菱重工もそのような時代の流れの中でコンプライアンスに関する態度・方針を大きく変えているが、それには談合事件の起訴とその後の処理も影響したと考えられる。そのため、この談合事件を振り返り、どのように処理されたのか確認しておきたい。

調査報告・提言書

ここでいう「調査報告・提言書」とは、談合事件によって三菱重工業に生じた損害賠償を当時の取締役(7名)に請求する株主代表訴訟の和解において、外部委員を含む委員会を設置して原因調査及び再発防止策の策定を行うことになり、その結果として2011年に提出・公表されたものである。その中には、談合事件の事実関係とともに三菱重工のコンプライアンスに関する態度・方針が変わっていく経過も出ている。

なお、委員会の名称は「公共工事ビジネスプロセス検証・提言委員会」。委員会の目的は「橋梁談合事件及び東京都下水道ポンプ談合事件の原因調査と再発防止策の検証を行ったうえで、

談合とコンプライアンスに関する主な経過

「調査報告・提言書」に出ている事実関係を時系列で並べると、三菱重工のコンプライアンスに関する態度・方針がどのように変わっていったかおおよそ理解することができる。なお、「調査報告・提言書」の全文は三菱重工のホームページの「重要なお知らせ」(2011年3月31日)の中から見ることができる。

| 「調査報告・提言書」に出ている事実関係(時系列に編集) | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|--|--|--|
| 1991年7月 | 独占禁止法改正(課徴金額引上げ) | | | |
| 1992 年頃まで | 3地整発注案件及びJH発注案件のいずれにおいても、発注者側が受注予 | | | |
| | 定会社を決定していた | | | |
| | (注)3地整とは、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局 | | | |
| | 及び北陸地方整備局 | | | |
| | (注)JHとは、旧日本道路公団 | | | |
| 1993年1月 | 独占禁止法改正(罰金額引上げ) | | | |
| 1993年3月 | 三菱重工:「独占禁止法遵守マニュアル」及び同マニュアルのコンパ | | | |
| | クト版である「独占禁止法ベカラズ10か条」を作成、配布、 | | | |
| | 社内研修 | | | |
| 1993年6月 | ゼネコン汚職事件発覚(建設相、宮城県知事、茨城県知事、仙台市長など | | | |
| | 逮捕•起訴) | | | |
| | この頃から、3地整発注案件及びJH発注案件のいずれにおいても発注者 | | | |
| | 側から受注予定会社に関する意向が出されなくなった | | | |
| | その後は、事業者間で調整して受注事業者を決め、形式的に応札 | | | |
| 1999年8月 | 公正取引委員会より地方公共団体発注のごみ焼却施設建設工事に関して | | | |
| | 談合をしていたとして排除勧告 | | | |
| | 三菱重工:社長による社内向け通達(独占禁止法等の法令の遵守 | | | |
| | を要請) | | | |
| 1999年10月 | 農業集落排水処理設備の入札に関して公正取引委員会から警告 | | | |
| 1999年10月から | 三菱重工:本社・支社・事業所等の営業部門の管理者を対象とした | | | |
| | 講習会を開催(独占禁止法遵守の重要性) | | | |
| | 同年 12 月から対象者を管理部門にも広げて、同旨の講 | | | |
| | 習会を開催 | | | |

| 2001年 4月 | 海上自衛隊艦艇定期検査の入札に関して公正取引委員会から警告 |
|---------------|-----------------------------------|
| 2001年5月 | 三菱重工:社長直属の機関としてコンプライアンス委員会を設置 |
| 2001年6月 | 三菱重工:コンプライアンス委員会事務局に違法行為及び不適正な |
| | 行為に関する投書専用窓口を設置 |
| 2001年9月 | 三菱重工:「三菱重工コンプライアンス指針」を社長名で発出 |
| 2002年3月 | 三菱重工:「三菱重工コンプライアンス指針」の各項目を具体的に解 |
| | 説した管理者向けコンプライアンスガイドラインが作成さ |
| | れ、全管理者へ配布 |
| 2003年2月 | 三菱重工:社外からの投書が可能に 内部通報窓口の利用対象者 |
| | の範囲がグループ会社及び構内外注先の社員にまで拡大 |
| 2003年7月 | 東京都下水道ポンプ談合事件に関して公正取引委員会の立入調査 |
| 2003年12月から | 三菱重工:コンプライアンス推進研修を開始 |
| 2004年3月 | 東京都発注の下水道ポンプ設備工事について公正取引委員会より排除勧 |
| | 告 三菱重工は応諾せず 4月に審判開始(東京都下水道ポンプ談合 |
| | 事件) |
| 2004年9月 | 三菱重工:コンプライアンス委員会によりコンプライアンス意識浸透 |
| | 度の調査(約6割の社員がコンプライアンスを意識するよう |
| | になったと回答) |
| | (翌年度には約9割の社員が意識するようになったと回答) |
| 2004年10月 | 公正取引委員会は、橋梁談合事件に関して、三菱重工業に対する立入調 |
| | 査を実施 |
| | 三菱重工:社長は、談合と疑われる行為があるならば即座に止める |
| | 方針を決定し、その旨を橋梁部長に厳命 |
| 2005年4月 | 三菱重工:コンプライアンス誓約書の提出 |
| | 三菱重工:就業規則の改正(会社としてのコンプライアンス違反に対 |
| | する強い姿勢を示す) |
| 2005年 5月 | 東京高等検察庁による担当社員の逮捕及び捜索差押などの強制捜査(橋 |
| | 梁談合事件) |
| | 三菱重工:経営トップの強いコミットメントの下、談合の根絶に向けて |
| 0005 /5 0 1 | 徹底的な独占禁止法遵守の施策強化 |
| 2005年6月 | 3地整が平成15年度及び平成16年度に発注した鋼橋上部工事について |
| 2005 /5 /5 /5 | 独占禁止法違反により東京高等裁判所に起訴(橋梁談合事件) |
| 2005年7月 | 三菱重工:経営会議において、独占禁止法を遵守し、同種事案を |
| | 惹起しないことを誓う旨の申し合わせ 取締役会において |

| | 同旨の決議 |
|------------|------------------------------------|
| | 三菱重工:内部監査室を新設(内部監査の統括と特別監査の実施 |
| | 等を所掌) |
| 2005年7月から | 三菱重工:各事業本部長・事業部長、支社長、事業所長等が上記 |
| | 決議と同旨のコンプライアンス宣言 配下社員に徹底 |
| | 三菱重工:官公需事業における談合行為の有無に関する総点検 |
| | (入札談合に関与していたことが2件判明) |
| 2005年8月 | JHが平成15年度及び平成16年度に発注した鋼橋上部工事についてに独 |
| | 占禁止法違反により東京高等裁判所に起訴(橋梁談合事件) |
| | 三菱重工:コンプライアンス担当常務執行役員を委員長とする受注 |
| | 適正化委員会を設置(2011年3月までの間に33回開催) |
| 2005年9月 | 三菱重工:官公需営業部門の取締役を含む管理者から独占禁止法 |
| | 遵守誓約書の提出 |
| 2005年10月 | 三菱重工:官公庁等OBに対する顧問又は嘱託の委嘱について営 |
| | 業活動には関与させない具体的運用が始まる |
| 2005年11月 | 三菱重工:官公需受注活動に関する「官公需営業部門における競 |
| | 合他社等との接触に関する行動基準」を定める |
| | 三菱重工:官公需営業長期従事役職者の異動ルールを制定 |
| 2005年12月から | 三菱重工:官公需案件を担当する営業担当部長の選任手続につい |
| | て厳格化を図った |
| 2006年1月 | 三菱重工:コンプライアンス違反を人事考課・任命・異動に反映させ |
| | ることが明確にされた |
| | 三菱重工は、このときに施行された改正独占禁止法に基づいて2件の談合 |
| | 事件に関して課徴金減免申請 |
| 2006年7月 | 三菱重工の株主1名が株主代表訴訟を提起(談合の当時に取締役であっ |
| | た7名を被告として橋梁談合事件により三菱重工に生じた損害賠償を請 |
| | 求) |
| 2006年10月 | 三菱重工:事業本部・事業部及び事業所ごとの部門コンプライアン |
| | ス委員会を設置 部門ごとにグループ会社とのコンプラ |
| | イアンス連絡会を設置 |
| 2006年11月 | 三菱重工:ポンプ設備に係る事業を譲渡 |
| 2007年9月 | 橋梁談合事件 東京高等裁判所は有罪判決を言い渡し 確定 |
| 2008年1月 | 東京都下水道ポンプ談合事件につき審決案提示 三菱重工業は異議申し |
| | 立て |

同年 4 月、公正取引委員会は独占禁止法に違反することを確認する一方で、三菱重工業については、事業譲渡により当該事業から撤退しており、

格別の措置も講じない旨の審決を行い、同審決は確定

同年8月、公正取引委員会は、三菱重工業に対し、課徴金の納付を命じ、

同命令は確定

2010年3月 株主代表訴訟で和解成立・終了

2010年7月 公共工事ビジネスプロセス検証・提言委員会 第1回開催

(注)この委員会は、株主代表訴訟の和解において設置が決定された

原因調査及び再発防止策の策定を行う委員会

2011 年 3 月 公共工事ビジネスプロセス検証・提言委員会 第9回開催(終了)

委員会の提言

「調査報告・提言書」の最後には三菱重工への提言が書かれている。これについては、大宮社長(当時)名で発表された「重要なお知らせ」の中で次のようにまとめられている。

今般、その成果が「調査報告・提言書」としてまとめられ、去る3月18日、当社は、その提出を受けました。本「調査報告・提言書」では、現在の当社の取組みは従前と比較して格段に充実したものとなっており、入札談合の根絶に向けた対応策として必要十分なものとの評価を受けた一方、以下の取組みが必要との提言をいただきました。

- 1.現状のコンプライアンス体制の再点検・見直し コンプライアンス遵守のための諸制度の再点検(マニュアルの改善等)
- 2.追加的・補充的な措置の導入

外部通報窓口の設置、特別モニタリングの実効性を高めるための工夫

3.新しい時代に対応した行為規範又はガイドラインの策定 競争事業者との事業提携検討の際に許される「情報交換に関するルール」の策定

上記の提言については、当社コンプライアンス体制の一層の強化に有益かつ有用であり、 また、さらなる競争力の強化が求められる当社の事業環境に鑑み、迅速かつ確実に実施していく所存であります。

ホームページ 重要なお知らせ 2011年3月31日 「公共工事ビジネスプロセス検証・提言委員会」による調査報告・提言書について より 社長の言葉は真摯な態度を感じさせるが、「さらなる競争力の強化が求められる当社の事業環境に鑑み」という部分は、無条件に法令順守をするというのではないのかもしれないという疑念を生じさせる。

2 三菱重工のコンプライアンス

前章で見たとおり、2000 年前後から全国的にコンプライアンス(法令順守)が厳しく言われるようになる中で、三菱重工は談合問題(独占禁止法違反)だけでなく、コンプライアンス全体にわたって態度・方針を改めてきた。その頃には、サービス残業、労災隠し、活動家差別などの点でも変化が見られた。

サービス残業については三菱重工だけでなく、多くの大企業が労働基準監督署の立ち入り調査を受け、是正勧告に従って残業代を支払ったことがマスコミから次々に報道された。

労災隠しについては、労災が隠されているに違いないことを多くの活動家が語っていたが、マスコミに報道されることはなかった。しかし、重大災害と軽傷災害の発生比率は1対30程度という法則があるにもかかわらず、かつての三菱重工では重大災害と軽傷災害の発生件数があまり変わらないという状況であった。それが、その後は軽傷災害の件数が大きく増加している。そのような事実から、隠されていた軽傷災害が隠されなくなったのであろうと推測される。

活動家差別については、仕事差別をはじめ、職場の冠婚葬祭からも排除して人間としての交流をさせないなど、多くの大企業の中でインフォーマル組織を使った激しい反共差別攻撃が行なわれていたが、そのような人権じゅうりんの反共労務政策も破たんして攻撃が弱まったことが多くの活動家から語られている。

これらは、いずれも勇気ある活動家をはじめとする労働者のたたかいの成果であるが、その頃はさまざまな民主的運動の前進やそれを支えたインターネットの普及などによって日本の社会が新しい時代を迎えていたとも言えるのではないだろうか。食品偽装問題などが大きく報道されたのも2000年代の初めである。

企業におけるコンプライアンスとは

コンプライアンス(compliance)とは法令順守。法令に違反すれば当然それなりの措置がとられる。法的責任だけでなく、信用失墜による売上げ低下などの社会的責任を負わなければならないことも多い。法令違反でなくても、法律の不備による抜け穴を突くようなモラルに反する行動をとれば信用を失い、結果的に損失を負うこともある。そのため、コンプライアンスを、法令順守だけでなく社会的モラルも守ることと理解するのが一般的である。企業によっては、さらに広くとらえて社会貢献も含める考え方もあるが、そうなると、社会貢献による自社のブランド力向上など企業利益追求の面も出てきて、企業利益のために法令遵守や社会的モラルを守るという考えに陥りかねない。

ところで、企業が法令や社会的モラルを守るのは当り前のことであり、理屈抜きに無条件に実行しなくてはならないことである。そのようなことを企業が今さら言わなくてはならないのはなぜか? その答えは、前述のように、以前は法令順守していなかったからである。法令順守しないと社会的制裁を受ける時代になったからと言ってよいであろう。

三菱重工のコンプライアンス方針

三菱重工がコンプライアンスに関して今ではどのような方針を持っているか? 同社のホームページから→「CSRへの取り組み」→「CSRレポート(社会・環境報告書)」→「マネジメント」→「コンプライアンス」と進んでいくことができるが、大変深いところに入っているものである。それも、CSR(企業の社会的責任)の一部分として。

「コンプライアンス」のページには次の4項目が掲げられていて、それぞれの中身を見ることができる。

- •グループをカバーするコンプライアンス推准体制を構築
- ・コンプライアンスに関する指針・ガイドラインの整備
- ・コンプライアンス教育と意識啓発
- 情報セキュリティの確保

この中で、コンプライアンス推進体制として、「内部通報への迅速な対応とコンプライアンス違反の予防活動にいっそう注力するために、全部門・グループ会社にコンプライアンス責任者を配置」し、「グループ会社を含めた社員(非正規社員も含む)や取引先を対象に、違法行為や不正行為を発見した場合に相談・通報できる専用窓口」を設けるとともに、内部通報者の権利保護も規定している。これらの点は、前章で見た委員会の提言を含めて談合事件の起訴とその後の処理が影響しているようである。

次に、「コンプライアンスに関する指針・ガイドラインの整備」の中に「三菱重工コンプライアンス 指針」が書かれている。

三菱重工コンプライアンス指針

[事業活動

当社は、安全で優れた品質の製品やサービスの提供を通じて社会に貢献するとともに、適法適正にして良識ある企業活動を行う。

Ⅱ 会社と社会との関係

当社は環境保全等に努め、良き企業市民として社会と共生していく。

III 会社と社員との関係

会社は安全で健康的な職場環境を確保する一方、社員は公私の別を明らかにし、法令や社内規則を遵守して職務を誠実に遂行する。

この指針はコンプライアンスの中に社会貢献もあれば、社員(労働者)の態度・行動まで含めているが、ここまで広くすると法令順守が後景に退いてしまっている懸念を感じざるを得ない。コンプライアンスは、会社を縛るのが本筋であって、社員(労働者)を縛ることではない。

4番目の「情報セキュリティの確保」には、次のように書かれている。

「三菱重工は、会社の経営情報や技術情報、またお客さまや取引先に関わる情報などの秘密情報を確実に保全するため、総務法務部・IT 企画部・IT 推進部を中心に、秘密管理・情報セキュリティ管理・個人情報保護に関する全社的な体制を構築し、情報(紙文書・電子データ含む)の適正な管理と情報セキュリティの向上に取り組んでいます」。

この内、個人情報保護は法令順守として重要であり、そのために、社員(労働者)が個人情報保護に関する法令を知らずに、あるいは、ついうつかりして違反をしないよう会社が教育することを含めて「全社的な体制を構築」する必要がある。しかし、そのようなコンプライアンス上の要請と「会社の経営情報や技術情報」の保全を一緒にしたのでは、やはり、法令順守が後景に退いてしまっている懸念を感じざるを得ない。

3 三菱重工のCSR(企業の社会的責任)

CSR(corporate social responsibility 企業の社会的責任)とは、「企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー(利害関係者:消費者、投資家等、及び社会全体)からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す」(ウィキペディアより)。これは言葉の説明としては納得できるものである。しかし、その内容は企業が当然やらなくてはいけない当たり前のことである。

今なぜCSR

「日本におけるCSRの系譜と現状」(ニッセイ基礎研究所 特別レポート2)によると、「日本では戦後ほぼ 10 年周期で大きな企業不祥事や企業批判が起こり、そのたびにCSR論議が再燃し、企業が反省・自戒するパターンを繰り返してきた。時代情況に応じてその内容 が異なるため、日本におけるCSRの時代区分を5期に分けることができる」として、5 期を次のように分類している。

- ・第 I 期(1960 年代) 産業公害に対する企業不信・企業性悪説
- ・第 Ⅱ期(1970年代)石油ショック後の企業の利益至上主義批判
- ・第Ⅲ期(1980 年代)カネ余りとバブル拡大、地価高騰
- ・第IV期(1990 年代) バブル崩壊と企業倫理問題、地球環境問題
- ・第V期(2000 年代) 相次ぐ企業不祥事、ステークホルダーの台頭

経団連が 1991 年に制定した「企業行動憲章」は、「証券・金融業界の一連の事件を契機に、 国民から信頼され、国際的にも通用する企業行動の確立が求められている。とりわけ企業行動 の展開における経営トップの役割の重大さが改めて認識され、その自省・自戒とともに自社の高 いモラルの維持に対するリーダーシップの発揮が、強く望まれている」として、「企業の社会的役 割を果たす7原則」、「公正なルールを守る5原則」、「経営トップの責務3原則」を掲げた。

その後、数回の改定を重ね、2010年に改定した「企業行動憲章」を見ると、「持続可能な社会の発展に向けて、あらゆる組織が自らの社会的責任を認識し、その責任を果たすべき・・・」「具体的には、企業は、これまで以上に消費者の安全確保や環境に配慮した活動に取り組むなど、・・・」と、「持続可能な社会」という言葉が出ている。 経済同友会も企業の社会的責任の説明に「社会全体の持続可能な発展」という言葉を使っている。これらは、大企業を中心に構成されている経団連や経済同友会の「反省・自戒」であるとともに、危機感の表れでもあろう。

三菱重工のCSR

三菱重工のホームページの中にある「三菱重工のCSR」のページには、次の3項目が掲げられている。

三菱重工のCSR

CSR行動指針

人権基本方針

国連グローバル・コンパクトへの参加

第1項の「CSR行動指針」には次のように書かれている。

地球との絆 緑あふれる地球を環境技術と環境意識で守ります。

社会との絆 積極的な社会参加と、誠実な行動により、社会との信頼関係を築き

ます。

次世代への架け橋夢を実現する技術で、次世代を担う人の育成に貢献します。

この指針に対して次の説明が加えられている。「(この指針は)社長をトップとするCSR委員会が決定したもので、CSRを経営・事業運営の基軸に据え、社会の期待に応えていくことで、社会から尊敬され、信頼される企業グループとなることを目指していきます」。「CSRを経営・事業運営の基軸」に据えると言われると、ROE(株主資本利益率)を重視するなど株主資本主義を掲げている経営計画との関係はどのように理解してよいのか、理解に苦しむところである。

第2項の「人権基本方針」を見ると「国連人権理事会が採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方に沿って行動します」と書かれている。この「ビジネスと人権に関する指導原則」は、「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」に分けられて、合計31の原則が掲げられており、その内、「人権を尊重する企業の責任」には14の原則がある。その内容は当たり前のことが書かれているが、忠実に実行するには本気が必要とされる。

第3項の「国連グローバル・コンパクトへの参加」については、次のように説明している。

当社が参加している「国連グローバル・コンパクト(以下、GC)」とは、1999年1月の世界経済フォーラムにおいて国連アナン事務総長により提唱された、あらゆる企業・団体が、それぞれの影響力の及ぶ範囲で人権、労働、環境、腐敗防止の4分野における10の原則の普及・実践に努めていくことを、自主的にコミットする運動です。今日、全世界で合計4,300以上の企業、団体がGCの支持を表明しています。(2007年8月時点)

10 の原則の中には、たとえば「原則 4 あらゆる形態の強制労働を排除する」というのもあるが、これを忠実に実行しようとすれば、残業がつかない「部下なし課長」が長時間の残業を事実上強制されていないかという問題にどう対処するかなど厳しいものがあるはず。

社長インタビュー

以上のような「三菱重工のCSR」をかかげてどのように実行していこうとしているのか、それを推測させるものとして、「CSR レポート(社会・環境報告書)」のページに「トップコミットメント(社長インタビュー)」が出ている。

その中で、宮永社長は「着実に収益を上げ最適配分することも重要なCSR」と語っている。「最適配分」という部分を重視すればCSRとして納得できないわけではないが、「着実に収益を上げ」という部分に着目すると、三菱重工の経営計画は株主の利益を最も重視して ROE(株主資本利益率)の向上を掲げている。それもCSRと言えるのか疑問である。

次に社長は、「世界のリーディングカンパニーをめざした日立製作所との火力発電システム事業統合」についても「火力発電システム事業には世界各国の巨大企業が力を入れており、競争も激化しています。 当社にとってもこれは事業拡大の好機であるというだけでなく、より多くの国や社会の発展に貢献していけるチャンスだと捉えています。そこで、世界市場で戦っていくためにこれまで以上の高い競争力をつくっていこうというのが、今回の事業統合の狙いです」と言って、これもCSR活動に含めている。

社長にとっては、株主の利益を重視し強大な多国籍企業を目指すこともCSR活動のようである。

さらに社長は「海外では、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を活かした日本の原子力技術に期待する声があり、これに応えていきたいと思います」と述べている。CSRを真剣に考えるならば、海外の声を聞くだけでなく日本国内にある「原発ゼロ」、「原発輸出反対」という大きな世論を聞くことこそ重要であろう。冒頭に掲げたウィキペディアの説明もステークホルダーの中に社会全体も含めている。

実際の社会貢献活動

以上のような理解に苦しむ説明から離れて、具体的にやっていることを知るためにホームペー

ジに掲載されている社会貢献活動を見てみよう。

まず、「2012 年度の社会貢献活動実績」のページを見ると社会貢献活動の支出額を次のように示している。

2012 年度の社会貢献活動実績

社会貢献活動に約20億9,600万円を支出

三菱重工は、「経常利益の1パーセント以上を社会貢献活動に支出する」という日本経団連「1パーセントクラブ」の趣旨に賛同し、会員として多彩な社会貢献活動を積極的に展開。 その実績を毎年公表しています。

2011 年度は、経常利益の 2.39 パーセントに相当する約 20 億 9,600 万円を支出しました。

次に、2012年度の社会貢献活動の事例を示している。ただし、支出額は算出中。

三菱重工の社会貢献活動事例(2012年度)

離島での野球教室開催

地元団体との協働によるホタルの保護活動

チャリティ・コンサートの開催

不要外貨の募金活動

森づくり活動

親子風力発電所見学会の開催

さらに、「社会活動」のページには「東日本大震災復興支援の取り組み」がまとめられている。

三菱重工グループの東日本大震災復興支援の取り組み

(「活動一覧」の「2. 被災地の方々とともに」より)

- (1) 労使共同による介護福祉用食器具の寄贈
- (2)漁協へのプレハブ冷凍冷蔵ユニット設備をはじめとした製品寄贈
- (3)横浜製作所「フォーラム 35」活動による復興支援
- (4)被災地への社員ボランティアの派遣
- (5)医療活動への支援

(以下割愛)

次に、三菱重工のニュースリリースの中から社会貢献活動をピックアップしてみる。

| 70000000000000000000000000000000000000 | エーフリナースペンドル・プロ五兵前が日勤でロファアファ してぐかる。 |
|--|-------------------------------------|
| | 2013年度のニュースリリースに出ている社会貢献活動 |
| 2013年5月31日 | 田町ビル、屋上緑化庭園に保育園児を招きイチゴ狩りを開催 |
| | CSR活動の一環で、行楽を兼ねた環境学習の機会を提供 |
| 2013年7月4日 | 三菱みなとみらい技術館が「夏休みこども科学フェスティバル」を開催 |
| | 横浜みなと博物館とも連携、イベント盛りだくさん |
| 2013年7月16日 | 「三菱重工 チャリティミュージカル 2013」を開催 |
| | 都内の子どもたち約 1,300 人を「シンドバットの大冒険」に招待 |
| 2013年9月3日 | 福島県いわき市で風力発電をテーマに出前理科教室を開催 |
| | 昨年に続き洋上ウィンドファーム実証研究事業の地元小学生を対象 に |
| 2013年10月2日 | ロケットエンジニアによる出前授業、楽しく理科実験やパズル体験 |
| | 三菱みなとみらい技術館が「秋の学習祭 in みなとみらい」を開催 |
| 2013年11月18日 | ベトナム・ハノイで飛行機の原理をテーマに出前理科教室を開催 |
| | 現地の日本語学校「DOWACEN」との日越友好イベントで |
| 2014年1月21日 | 三菱重工横浜ビル内に保育施設「Sun Marina Kids」を開設 |
| | 仕事と育児を両立しやすい職場環境づくり |
| 2014年3月3日 | 東日本大震災の遺児たちへの心理的サポートを支援 |
| | あしなが育英会の「東北レインボーハウス」に1.5億円寄付、空調機も |
| | 寄贈 |

このように、三菱重工はさまざまな社会貢献活動をやっている。

2014年1月21日の保育施設開設は「仕事と育児を両立しやすい職場環境づくり」という点で明確な意義がある(注:このような保育施設開設は2つ目で、2010年には長崎造船所内に開設している)。このほかにも社会貢献として明確な意義を持つものもたくさんあるが、子どもを対象にしたイベントは社会貢献という面とともに企業のイメージアップという面も持っている。三菱重工

の事業であって地球環境保護に貢献する省エネ関連装置の製造・販売などは営利目的の事業であるが、社会貢献の面も持っている。そのため、「CSR行動指針」の「地球との絆」の中で三菱重工がCSRとして強くアピールしている。

そもそも人のため社会のためにならないものは誰にも買ってもらえないから、売れるものを作り販売する企業活動はすべてCSR活動と言えなくもない。しかし、それは企業が利益を得るためにやっていることにすぎないとも言える。分業と交換によって成り立っている現代社会においては、企業や個人がものを作り販売することも、さまざまな民間のサービスも公務も社会のために必要なものである。営利企業の場合は、それらの活動を直接的には営利目的でやっていて、社会に役立つのは間接的である。社会に役立つことを営利目的でやっているから利益を重視しすぎたり視野が営利に集中したりすると法令違反やモラル違反をやってしまうのであろう。そのため、「日本では戦後ほぼ 10 年周期で大きな企業不祥事や企業批判が起こり、そのたびにCSR論議が再燃し、企業が反省・自戒するパターンを繰り返してきた」のではないだろうか。CSRは、営利目的の企業活動すなわち資本主義と深く結びついているようである。

原発輸出も武器輸出も、国内産業を空洞化させるグローバル化も法令には違反していない。 しかし、これらを推進している三菱重工を多くの国民は冷たい目で見ている。原発輸出もCSRだと社長が言っても国民から見れば詭弁でしかない。逆にこれらをやめることこそCSRだと言える。 グローバル化については、資本主義が進めば当然のことではあるが、国内の雇用やすそ野企 業にもっと目を向けた戦略をとってほしいものである。ものづくりに強い三菱重工であればこそ。